

廬原郡

〔駿河國新風土記<sup>一</sup>〕郡の事

廬原郡 後世或作庵原廬原は浮島原に對へその名なり吾浮島原は渺茫たる野原にして人の家居すべき所なし此郡浮島が原に隣りて家居多かりければ名付けるならむ廬は民の家を云原は廣く平らかなる義なり舊事紀有廬原國廬原安倍有度志太益頭五郡を合せての名なるべし何れの御世よりか廬原の國を駿河の國に合せて駿河は一國の大號となり廬原は降て郡の名となれり

〔駿河隨筆<sup>上</sup>〕大庵原郡 伊穂原 七十九村

東富士川ヲ限、西江尻能島ヲ限、南海ヲ限、北申州山ヲ限、

〔續日本紀<sup>孝謙</sup>〕天平勝寶二年三月戊戌駿河國守從五位下檜原造東人等於部内廬原郡多胡浦濱

獲黃金獻之<sup>練金三分、沙金一分</sup>於是東人等賜勤臣姓

富士郡

〔駿河國新風土記<sup>一</sup>〕郡名考

富士郡 舊紀不盡川ト書、万葉不ニト書ス、和名抄以下富士ニ作ル、本朝文粹都良香富士山記ニ、古考傳云、山名富士、取郡名山、有神名、淺間天神トテルハ、奉末ノタガヒニテ、コノ山ヨリ郡ノ名トモナレルナリ、

〔駿河隨筆<sup>上</sup>〕中富士郡 百村

東原ノ驛ヲ限、西富士川ヲ限、南海ヲ限、北富士山ヲ限、

駿河郡

〔駿河國新風土記<sup>一</sup>〕郡の事

駿東郡 古駿河郡とす、享保年間官より命じ玉ひて駿東郡と改む、舊事紀に駿河國と云へるは、本郡と富士郡とを合せての名なるべし、後廬原國を併せて駿河と云名は一國の大號となりて各郡を置玉ひしとき、此郡に舊名を殘せしなるべし、